



新日本空調株式会社

証券コード：1952

第56回

定時株主総会 招集ご通知



2025年6月27日（金曜日）

開会 10:00（受付開始 9:00）



東京都中央区日本橋2丁目3番4号

日本橋プラザビル 3階展示場



決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名
選任の件



株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

新日本空調株式会社

代表取締役社長 廣 島 雅 則

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.snk.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記のほか以下のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトをご利用の場合は、アクセス後、銘柄名（新日本空調）または証券コード（1952）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認ください。

株主総会ポータル[®]（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコード[®]を読み取るか、同紙に記載のID・パスワードをご入力ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--|---|
| <p>1. 日 時</p> <p>2. 場 所</p> <p>3. 目 的 事 項</p> <p> 〈報告事項〉</p> <p> 〈決議事項〉</p> <p> 第1号議案</p> <p> 第2号議案</p> <p> 第3号議案</p> | <p>2025年6月27日（金曜日）午前10時</p> <p>東京都中央区日本橋2丁目3番4号 日本橋プラザビル 3階展示場</p> <p>1. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>剰余金の処分の件</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>監査等委員である取締役2名選任の件</p> |
|--|---|

以 上

株主総会に関するご留意事項

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権の行使について、インターネット等と書面により、重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
開会 午前10時
（受付開始 午前9時）

事前行使のご案内

インターネットで議決権を行使される場合



次頁に記載の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、議決権を行使ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

書面の郵送により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権の行使について、インターネット等と書面により、重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

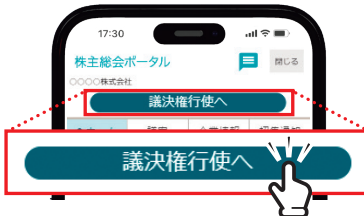
スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



パソコンによる議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間：午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、安定的に株主の皆様へ還元するため、株主還元に関する基本方針として、株主資本配当率（DOE）の下限を5%としております。また、長期経営方針となる10年ビジョン「SNK Vision 2030」期間中の成長目標をお約束するため、2030年3月期までの期間を累進配当とすることといたしております。

当期の期末配当金につきましては、当基本方針により以下のとおりといたしたいと存じます。なお、当社は2025年1月1日を効力発生日とし株式分割（1株につき2株の割合）を実施しており、当該分割後の影響を考慮した当期の年間配当金は、中間配当金30円とあわせ80円となり、株主資本配当率（DOE）は 6.6%であります。

1

配当財産の種類
金銭

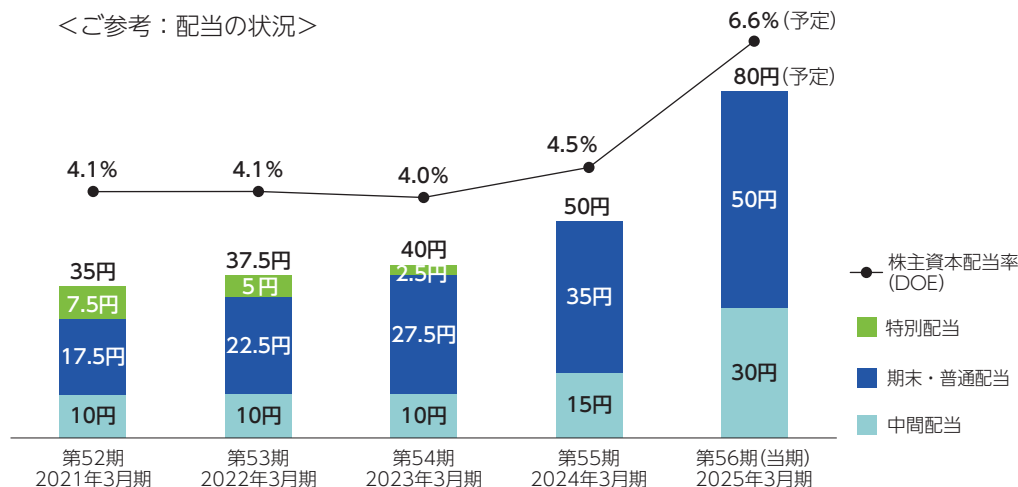
2

配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき 50円
配当総額 2,265,961,200円

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

<ご参考：配当の状況>



(注) 2025年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、それ以前の配当についても株式分割後の影響を考慮し表示しています。

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再 任	なつ い ひろ し 夏 井 博 史	取締役会長
2	再 任	ひろ しま まさ のり 廣 島 雅 則	代表取締役社長経営企画担当
3	再 任	い とう まさ き 伊 藤 雅 基	取締役専務執行役員技術本部長
4	再 任	いの うえ きよし 井 上 聖	取締役上席執行役員管理本部長
5	再 任	の だ ひで かつ 野 田 英 勝	取締役上席執行役員営業本部長
6	新 任	社外取締役 独立役員 むら なか けん いち 村 中 健 一	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	再 任 なつ い ひろ し 夏 井 博 史 (1950年11月4日)	1979年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2006年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2006年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2008年 4 月 当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長 2008年 6 月 当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長 2010年 6 月 当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長 2011年 4 月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長 2013年 4 月 当社専務取締役専務執行役員営業本部長 2013年 6 月 当社取締役副社長営業本部長 2014年 4 月 当社取締役副社長 2014年 6 月 当社代表取締役社長 2021年 6 月 当社代表取締役会長 2024年 6 月 当社取締役会長（現任） 【取締役候補者とした理由】 夏井博史氏は、取締役会長を務めており、当社グループの経営を長年にわたり牽引し、取締役会における議事の活性化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を進めることにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 92,540株
2	再 任 ひろ しま まさ のり 廣 島 雅 則 (1967年9月14日)	1990年 4 月 当社入社 2016年 4 月 当社首都圏事業本部ファシリティソリューションセンター長 2019年 4 月 当社事業推進本部副本部長 2021年 4 月 当社デジタル推進室長 2022年 4 月 当社執行役員技術本部長 2023年 4 月 当社上席執行役員技術本部長 2023年 6 月 当社取締役上席執行役員技術本部長 2024年 4 月 当社代表取締役社長経営企画担当（現任） 【取締役候補者とした理由】 廣島雅則氏は、代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営計画の推進を指揮するとともに、取締役会議長として議事の活性化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の強化を進めることにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 16,457株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	再 任 いとう まさき 伊 藤 雅 基 (1959年10月30日)	1990年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社大阪支店副支店長 2014年 4 月 当社執行役員大阪支店長 2018年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部産業施設事業部長 2019年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼産業施設事業部長 2020年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部長 2020年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長 2022年 6 月 当社取締役常務執行役員首都圏事業本部長 2024年 4 月 当社取締役専務執行役員技術本部長（現任）
		【取締役候補者とした理由】 伊藤雅基氏は、技術部門の責任者として、安全水準および技術品質の向上ならびにIT化とDX化を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。
		【所有する当社株式の数】 40,936株
4	再 任 いのうえ きよし 井 上 聖 (1964年10月28日)	1987年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社管理本部人事部長 2015年 4 月 当社管理本部副本部長兼人事部長 2018年10月 当社管理本部副本部長 2019年 4 月 当社執行役員管理本部長 2021年 4 月 当社上席執行役員管理本部長 2021年 6 月 当社取締役上席執行役員管理本部長（現任）
		【取締役候補者とした理由】 井上聖氏は、管理部門の責任者として、コンプライアンスの徹底を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。
		【所有する当社株式の数】 25,016株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	再 任 の だ ひで かつ 野 田 英 勝 (1964年 8月20日)	1987年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部営業二部長 2012年 4 月 当社首都圏事業本部都市施設事業部営業一部長 2014年10月 当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長兼営業一部長 2020年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部副本部長 2022年 4 月 当社執行役員営業本部長 2023年 4 月 当社上席執行役員営業本部長 2023年 6 月 当社取締役上席執行役員営業本部長（現任）
		【取締役候補者とした理由】 野田英勝氏は、営業部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。
		【所有する当社株式の数】 16,557株
6	新 任 社外取締役 独立役員 むら なか けん いち 村 中 健 一 (1959年 2月9日)	1982年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 2008年 7 月 仙台国税局長 2009年 7 月 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構理事 2010年 7 月 独立行政法人造幣局東京支局長 2015年 7 月 横浜税関長 2016年 6 月 財務省退官 2017年 1 月 三菱日立パワーシステムズ(株)顧問 2017年11月 グローリー(株)顧問 2018年 4 月 (株)日本決済情報センター代表取締役社長
		【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 村中健一氏は、行政分野および経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、社外取締役としての職務を遂行いただける適切な人材と判断いたしました。また、客観的かつ公正な立場で必要な助言および提言を行っていただき、実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。
		【所有する当社株式の数】 1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 村中健一氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所に対して届け出る独立役員の候補者であります。
3. 村中健一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
4. 当社は、夏井博史、廣島雅則、伊藤雅基、井上聖、野田英勝の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、村中健一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。夏井博史、廣島雅則、伊藤雅基、井上聖、野田英勝の各氏は、いずれもすでに当該契約の被保険者となっており、各氏の再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、村中健一氏の選任が承認された場合、当該契約の被保険者となります。なお、当社は、当該契約の更新時には同内容での更新を予定しております。

第 3 号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役森本利彦、梅原由美子の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再 任	もり もと とし ひこ 森 本 利 彦	取締役常勤監査等委員
2	再 任	社外取締役 独 立 役 員 うめ はら ゆ み こ 梅 原 由美子	取締役監査等委員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	再 任 もり もと とし ひこ 森 本 利 彦 (1960年9月17日)	1983年 7 月 当社入社 2010年 6 月 当社管理本部経理部長 2014年10月 当社海外事業統括本部副本部長 2016年12月 当社内部統制部長 2020年 4 月 当社執行役員内部統制部長 2020年 7 月 当社執行役員監査等委員会室長 2021年 6 月 当社取締役常勤監査等委員（現任）
		【監査等委員である取締役候補者とした理由】 森本利彦氏は、常勤監査等委員として、経営に関し適法性、妥当性の視点から必要な助言および提言を行い、その役割を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き監査等委員である取締役としての職務を遂行できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 16,501株
2	再 任 社外取締役 独立役員 うめ はら ゆみこ 梅 原 由美子 (1973年12月31日)	2000年 9 月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 2004年 4 月 NPO法人環境エネルギー政策研究所訪問研究員 2006年 4 月 Value Frontier(株)設立 取締役 2015年 4 月 里山エナジー(株)設立 取締役（現任） 2019年 4 月 Value Frontier(株)代表取締役（現任） 2021年 6 月 当社取締役監査等委員（現任）
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 梅原由美子氏は、監査等委員である社外取締役として経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。経営者および環境・サステナビリティの専門家としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。また、客観的かつ公正な立場で経営に関し適法性、妥当性の観点から必要な助言および提言を行っていただき、引き続き実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。 【所有する当社株式の数】 380株

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 梅原由美子氏は、社外取締役候補者であります。なお、戸籍上の氏名は石森由美子であります。
3. 当社は、梅原由美子氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 梅原由美子氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、森本利彦、梅原由美子の両氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、森本利彦、梅原由美子の両氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、いずれもすでに当該契約の被保険者となっており、両氏の再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、当社は、当該契約の更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

ご参考 取締役のスキル・マトリックス

当社が持続的に成長するために、当社の取締役として重要と考える専門性を「企業経営/経営戦略」、「技術/研究開発」、「営業/マーケティング」、「税務/財務/会計」、「法務/リスク/管理」、「サステナビリティ」、「IT/DX」とし、これらの専門性を有する取締役で取締役会を構成しております。

第2号議案および第3号議案が原案のとおり可決された場合、当社の取締役会の構成は以下のとおりとなります。今後も取締役の専門性や構成のバランスについては、引き続き検討してまいります。

	氏 名	指名・報酬委員会	専 門 性						
			企業経営 経営戦略	技術 研究開発	営業 マーケ ティング	税務 財務 会計	法務 リスク 管理	サステナ ビリティ	I T DX
取 締 役	夏 井 博 史		○	○	○			○	
	廣 島 雅 則		○	○				○	○
	伊 藤 雅 基		○	○				○	○
	井 上 聖	○	○			○	○	○	○
	野 田 英 勝		○		○			○	
	村 中 健 一	社外 独立 ○	○			○	○		
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	森 本 利 彦					○	○		
	水 野 靖 史	社外 独立 ○					○		
	梅 原 由美子	社外 独立 ○	○					○	
	成 相 明 子	社外 独立 ○				○	○		

- (注) 1. 取締役10名のうち、男性は8名、女性は2名であります。
2. 上記一覧表は、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

■ 事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、アメリカにおける個人消費の堅調さや雇用の回復を背景に、全体として緩やかな成長を示しました。一方で、ウクライナ情勢や中東の緊張、中国経済の減速、サプライチェーンの混乱、気候変動の影響などにより、不確実性は依然として高い状況が続いています。

日本経済は、政府によるインフラ投資や企業支援、雇用対策に支えられ、内需を中心に緩やかな回復基調が続きました。インバウンド需要の回復によりサービス業が持ち直す一方で、エネルギー価格の上昇や円安に伴う物価高が景気の下振れリスクとなっています。労働市場では、失業率の低下と高い求人倍率が続き、専門人材の不足が深刻化しています。企業では、人手不足への対応とあわせて、価格転嫁や賃上げが進み、設備投資も堅調に推移しています。

建築設備業界では、首都圏を中心とした大型再開発や生産拠点の再構築に伴う設備投資が継続する一方で、資材価格や人件費、運搬費の上昇、ならびに熟練技術者や技能労働者の不足が課題となっています。また、カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ・再エネ対応、AI・IoTの活用、BIMの導入拡大など、技術革新とデジタル化の推進が求められています。加えて、サステナビリティへの配慮、働き方改革、健康経営といった非財務領域への対応も、重要な経営課題となっています。

当社グループは、長期経営方針として10年ビジョン「SNK Vision 2030」を策定し、「持続可能な地球環境の実現とお客様資産の価値向上に向け、ナレッジとテクノロジーを活用するエンジニア集団を目指す」ことを基本方針としています。このビジョンのもと、①事業基盤の強化、②収益力の向上、③デジタル変革、④企業統治、⑤人的資本の充実という5つの基本戦略を柱に推進を図っています。中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase II】（2023～2025年度）では、これらの戦略を基に、経営課題に対応するマテリアリティを組み合わせ、リスクの特定と機会の創出を通じて、企業価値の更なる向上に取り組んでいます。

その結果、グループ全体の受注工事高は前期比9.0%増の1,538億9千1百万円、完成工事高は前期比7.6%増の1,376億8千4百万円となりました。また、次期繰越工事高は162億6百万円増の1,258億6千8百万円となりました。

利益につきましては、完成工事総利益は前期比17.7%増の220億2百万円、営業利益は前期比22.9%増の113億4千6百万円、経常利益は前期比23.2%増の119億7千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比34.7%増の96億5千6百万円となりました。

(単位：百万円)

区分	受 注 工 事 高			完 成 工 事 高		
	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)	前期比	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)	前期比
設備工事業	141,121	153,891	9.0%	127,978	137,684	7.6%

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2023年度からの中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase II】（2023～2025年度）を定め取り組みを行っています。

策定に当たっては、「SNK Vision 2030」の第1ステップの2020年度から2022年度に現れた社会情勢の変化を踏まえ、その基本方針とその基本戦略を踏襲し、「社会の持続性」と「企業の持続性」を両立・融合させ、「社会との対話」を通じてこれらを実現していくものであり、あらためて、2030年にありたい姿を具体的にイメージし、Phase I からの継続課題についても整理を行い、それらを実現する経営課題を、長期経営方針となる10年ビジョン「SNK Vision 2030」の5つの基本戦略である①事業基盤増強戦略、②収益力向上戦略、③デジタル変革戦略、④企業統治戦略、⑤人的資本戦略にもとづき、各々の戦略に対する基本課題に加え、経営課題に取り組むべきマテリアリティを特定して事業運営を進めております。

基本戦略と対処すべき基本課題

【事業基盤増強戦略】

当社の持続性を高める事業ポートフォリオの実現と新たな事業領域の展開による収益基盤の拡大を目指す。

- ①当社の強みの深化、差別化に資する技術開発とブランディングの推進
- ②ワンストップ施工体制の拡大と持続的なサービスの提供
- ③建物ライフサイクルを通じた収益性評価によるストックビジネスの推進
- ④社会の持続性に資するソリューションサービスの展開強化
- ⑤社会の持続性を支える成長分野・新エネルギー分野への事業領域拡大
- ⑥海外事業の安定化を目指した人員の拡充と機動的な事業地域の選択
- ⑦社会の持続性に資する将来技術や新たな事業を創出するイノベーション意識の醸成と推進体制の整備・運用

【収益力向上戦略】

現場機動力の増強と安全品質管理体制の強化および生産性向上により、事業収益力の向上を目指す。

- ①業務プロセスの効率的な見直しと、プロジェクトの最適な業務仕分け
- ②サプライチェーンの持続性と現場プロセスの効率化を目指した構造変革の推進
- ③SNK品質の提供と安全の確保によるお客様資産価値の維持向上

【デジタル変革戦略】

デジタル変革社会に即した高度情報活用の推進と業務機動性の更なる向上のために、デジタル情報の活用を推進し、デジタルトランスフォーメーション（DX）による新たな価値提供を目指す。

- ①すべての業務プロセスのデジタル化推進と、ナレッジを最大限に活用するマネジメントシステムの構築と運用
- ②現場生産性、品質の向上を目指す徹底した現場ICTの推進

【企業統治戦略】

持続可能な社会の実現とステークホルダーへの価値提供のために、ESG経営の推進とそれを支えるコーポレート・ガバナンス体制の強化を目指す。

- ①サプライチェーン全体を通じた人権等、サステナビリティを巡る課題への注力、事業を通じたグリーン・トランスフォーメーション（GX）の推進
- ②グローバルな情報開示枠組みへの対応と、積極的な社会との対話の促進
- ③持続的成長を可能とするコーポレート・ガバナンス変革

【人的資本戦略】

多種多様、多才な人材を有し、自己のキャリアプランと会社のキャリアパスを結びつけ、働き方改革を実現させる人的資本経営を推進する。

- ①時間と場所にとらわれない多様な働き方の一層の推進
- ②経営戦略に連動した人材ポートフォリオの確立と運用
- ③経営戦略に連動した教育・研修やリスクリリング等を通じた人材育成
- ④ダイバーシティ＆インクルージョンによる新たな価値観の創出
- ⑤社員エンゲージメントの向上とそれらを醸成する企業風土づくりの推進

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額（無形固定資産への投資を含む）は6億8百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区 分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	116,197	130,869	141,121	153,891
完 成 工 事 高	106,718	112,234	127,978	137,684
経 常 利 益	7,366	7,914	9,725	11,976
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	5,403	5,597	7,168	9,656
1 株当たり当期純利益	115円94銭	119円86銭	155円19銭	211円62銭
総 資 産	99,966	109,146	117,351	118,166
純 資 産	53,813	58,212	65,594	69,294

（注）当社は、2025年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2021年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
設備工事業	88,147	122,329	111,049	99,427

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新 日 空 サ ー ビ ス 株 式 会 社	100 百万円	100.0 %	設備工事業
日 宝 工 業 株 式 会 社	100	100.0	設備工事業
新 日 空 (中 国) 建 設 有 限 公 司	699	100.0	設備工事業
新 日 空 (香 港) 建 設 有 限 公 司	391	100.0	設備工事業
SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.	358	100.0	設備工事業
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED	263	100.0	設備工事業

(8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

(9) 主要な事業所

当 社	本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
	事業部等	首都圏事業本部・都市施設事業部・リニューアル事業部・産業施設事業部・ソリューション事業部（東京都）、原子力事業部（神奈川県）
	支 店	北海道、東北（宮城県）、関東（千葉県）、横浜、名古屋、大阪、中国（広島県）、九州（福岡県）
	研 究 所	技術開発研究所（長野県）
子会社	国 内	新日空サービス株式会社（東京都） 日宝工業株式会社（神奈川県）
	海 外	新日空（中国）建設有限公司（中国） 新日空（香港）建設有限公司（香港） SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.（シンガポール、ミャンマー、カンボジア） SNK ASIA PACIFIC VN CO., LTD（ベトナム） SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED（スリランカ、モルディブ）

(10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,717名	68名増

2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,208名	41名増

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,550百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,033
株式会社三菱UFJ銀行	500
株式会社みずほ銀行	500

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 84,252,100株

(2) 発行済株式の総数 48,564,450株

(注) 発行済株式の総数は、2025年1月1日を効力発生日として実施の株式分割（1株につき2株の割合）に伴い、24,282,225株増加しております。

(3) 株主数 12,591名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新日本空調協和会	4,213 千株	9.29 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,306	7.29
新日本空調従業員持株会	2,156	4.75
三井物産株式会社	2,000	4.41
株式会社三井住友銀行	1,613	3.56
日本電設工業株式会社	1,521	3.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,417	3.12
株式会社東芝	1,255	2.76
三井住友信託銀行株式会社	1,200	2.64
三井不動産株式会社	1,001	2.20

(注) 持株比率については、自己株式（3,245,226株）を控除した株式数(45,319,224株)より算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を取締役に支給することとしております。その具体的な支給時期および配分については取締役会において決定しており、当事業年度中に交付した当該株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	11,926株	6名

(注) 株式数は、2025年1月1日を効力発生日として実施の株式分割（1株につき2株の割合）に伴い、5,963株増加しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	夏 井 博 史	
代表取締役社長	廣 島 雅 則	経営企画担当
取締役	伊 藤 雅 基	専務執行役員技術本部長
取締役	井 上 聖	上席執行役員管理本部長
取締役	野 田 英 勝	上席執行役員営業本部長
取締役	前 川 伸 二	
取締役	森 信 茂 樹	公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹 (株)マナック・ケミカル・パートナーズ取締役監査等委員
取締役 (常勤監査等委員)	森 本 利 彦	
取締役 (監査等委員)	水 野 靖 史	弁護士
取締役 (監査等委員)	梅 原 由美子	Value Frontier(株)代表取締役 里山エナジー(株)取締役
取締役 (監査等委員)	成 相 明 子	税理士 日本化学産業(株)監査役

- (注) 1. 取締役森信茂樹氏および監査等委員である取締役水野靖史、梅原由美子ならびに成相明子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役森信茂樹氏および監査等委員である取締役水野靖史、梅原由美子ならびに成相明子の各氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役成相明子氏は税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役森本利彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、経営会議等の取締役会以外の重要な会議への出席のほか、日常的な情報収集や内部監査部門等との十分な連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員および社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記（1）取締役の状況に記載の各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、取締役が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する費用および損失は補償の対象外とするなど、取締役の職務執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する損害は填補の対象外とするなど、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は、全額会社負担としております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。決定方針については、代表取締役が指名・報酬委員会へ方針を諮問し、その審議による答申を受けた後、取締役会の決議により決定しております。

決定方針の概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の報酬の種類とその割合の目安を、固定報酬としての基本報酬60%、業績連動報酬30%、非金銭報酬としての株式報酬10%とし、算定することといたしております。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、株主総会の決議（2020年6月26日開催定時株主総会）により取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査等委員である取締役は年額72百万円以内と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は4名であります。また、当該報酬とは別枠にて、同株主総会の決議により、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の員数は7名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議にもとづき、代表取締役社長廣島雅則が取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の具体的金額、支給時期であり、また、これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額等を決定できると判断したためであります。

なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が指名・報酬委員会へ報酬の額、その算定方法に関する方針を諮問し、取締役会はその審議による答申を尊重し決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	366 (9)	190 (9)	152 (－)	23 (－)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	51 (27)	51 (27)	－ (－)	－ (－)	5 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬の額は、当事業年度に係る賞与であります。
業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、当社の業績、中期経営計画の各事業年度の目標値に対する達成度および職員の賞与水準等にもとづいて算出し、決定する方針としており、当事業年度については、当該業績指標を反映し算出しております。
2. 非金銭報酬として取締役に對して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
3. 報酬等には、2024年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名分を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況および期待する役割に関して行った職務の概要
取 締 役	森 信 茂 樹	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、行政分野における豊富な経験と幅広い知見にもとづき、持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監督を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性、妥当性の判断において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 野 靖 史	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。 また、指名・報酬委員会およびリスク管理委員会の委員を務め、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性と妥当性の判断ならびにリスク管理に関する方針の審議決定において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	梅 原 由美子	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、経営者および環境・サステナビリティの専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。 また、サステナビリティ委員会の委員を務め、サステナビリティを巡る課題の特定と基本方針の制定、活動状況や施策のモニタリングにおいて、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	成 相 明 子	監査等委員である取締役就任後に開催された取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。 また、内部統制委員会に出席し、必要な助言および提言を行っております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	20,271	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	25,836
受取手形・完成工事未収入金等	60,340	電 子 記 録 債 務	2,361
電 子 記 録 債 権	3,868	短 期 借 入 金	3,650
有 価 証 券	300	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	83
未 成 工 事 支 出 金	2,305	リ ー ス 債 務	34
そ の 他 の 棚 卸 資 産	49	未 払 費 用	6,706
そ の 他	3,036	未 払 法 人 税 等	3,810
貸 倒 引 当 金	△335	未 成 工 事 受 入 金	3,017
流 動 資 産 合 計	89,836	役 員 賞 与 引 当 金	199
固 定 資 産		完 成 工 事 補 償 引 当 金	382
有 形 固 定 資 産		工 事 損 失 引 当 金	200
建 物 ・ 構 築 物	5,542	そ の 他	616
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	1,312	流 動 負 債 合 計	46,899
土 地	416	固 定 負 債	
リ ー ス 資 産	68	リ ー ス 債 務	89
建 設 仮 勘 定	65	繰 延 税 金 負 債	1,447
減 価 償 却 累 計 額	△5,140	退 職 給 付 に 係 る 負 債	395
有 形 固 定 資 産 合 計	2,264	そ の 他	40
無 形 固 定 資 産		固 定 負 債 合 計	1,972
ソ フ ト ウ エ ア	1,613	負 債 合 計	48,872
リ ー ス 資 産	64	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	74	株 主 資 本	
無 形 固 定 資 産 合 計	1,752	資 本 金	5,158
投 資 そ の 他 の 資 産		資 本 剰 余 金	7,104
投 資 有 価 証 券	22,443	資 利 益 剰 余 金	49,895
退 職 給 付 に 係 る 資 産	190	自 己 株 式	△3,707
繰 延 税 金 資 産	346	株 主 資 本 合 計	58,450
そ の 他	1,483	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
貸 倒 引 当 金	△150	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,485
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	24,313	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,290
固 定 資 産 合 計	28,330	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	10,776
資 産 合 計	118,166	新 株 予 約 権	68
		純 資 産 合 計	69,294
		負 債 純 資 産 合 計	118,166

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		137,684
完 成 工 事 原 価		115,681
完 成 工 事 総 利 益		22,002
販売費及び一般管理費		10,656
営 業 利 益		11,346
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	109	
受 取 配 当 金	532	
売 電 収 入	18	
そ の 他	63	724
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
自 己 株 式 取 得 費 用	11	
売 電 費 用	18	
為 替 差 損	32	
そ の 他	20	93
経 常 利 益		11,976
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,049	2,049
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	6	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	94	103
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,922
法人税、住民税及び事業税	4,882	
法 人 税 等 調 整 額	△616	4,265
当 期 純 利 益		9,656
親会社株主に帰属する当期純利益		9,656

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目 (資 産 の 部)				科 目 (負 債 の 部)			
金 額				金 額			
流 動 資 産				流 動 負 債			
現金		11,377		電子記録債			2,329
預手		7		工 事 未 払			18,282
子 記 録 債		3,793		短 期 借 入			3,650
完 成 工 事 未 収 入 金		51,963		1年内返済予定の長期借入金			83
有 価 証 書		300		リ ー ス 債			28
未 成 工 事 支 出 資		1,177		未 払			156
そ の 他 の 棚 卸 資		44		未 払 費			5,991
立 替 費		272		未 払 法 人 税			2,792
そ の 引 当		1,860		未 成 工 事 受 入 金			1,607
貸 倒 引 当		433		預 り			190
流 動 資 産 合 計		70,940		役 員 賞 与 引 当 金			152
固 定 資 産				完 成 工 事 補 償 引 当 金			338
有 形 固 定 資 産				工 事 損 失 引 当 金			200
建 物	4,955			そ の 他			43
減 価 償 却 累 計	△3,518	1,437		流 動 負 債 合 計			35,849
構 造 物	439			固 定 負 債			
機 械 装 置	△421	18		リ ー ス 債			80
減 価 償 却 累 計	4	0		繰 延 税 金 負 債			1,368
車 両 運 搬 具	△4	0		退 職 給 付 引 当 金			72
減 価 償 却 累 計	4	0		そ の 他			33
工 具 器 具	1,000			固 定 負 債 合 計			1,555
減 価 償 却 累 計	△864	135		負 債 合 計			37,405
土 地	53	146		(純 資 産 の 部)			
建 設 仮 勘 定	△14	39		株 主 資 本			
有 形 固 定 資 産 合 計		50		資 本 金			5,158
無 形 固 定 資 産		1,827		資 本 剰 余 金			
借 入 金		2		資 本 準 備 金			6,887
ソ フ ト ウ ェ ア		1,585		そ の 他 資 本 剰 余 金			216
リ ー ス 資 産		59		資 本 剰 余 金 合 計			7,104
そ の 他 の 資 産		4		利 益 剰 余 金			
無 形 固 定 資 産 合 計		1,651		利 益 準 備 金			593
投 資 そ の 他 の 資 産				そ の 他 利 益 剰 余 金			
投 資 有 価 証 書		22,209		別 途 積 立			11,740
関 係 会 社 株 式		976		繰 越 利 益 剰 余 金			32,703
出 資 金		0		利 益 剰 余 金 合 計			45,036
関 係 会 社 出 資 金		1,711		自 己 株 式			△3,707
従 業 員 長 期 貸 付 金		94		株 主 資 本 合 計			53,592
長 期 前 払 費		108		評 価 ・ 換 算 差 額 等			
長 期 保 証 費		744		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			9,474
長 期 保 険		5		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			9,474
そ の 引 当		349		新 株 予 約 権			68
貸 倒 引 当		△82		純 資 産 合 計			63,134
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		26,119		負 債 純 資 産 合 計			100,539
固 定 資 産 合 計		29,598					
資 産 合 計		100,539					

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		111,049
完 成 工 事 原 価		93,730
完 成 工 事 総 利 益		17,319
販売費及び一般管理費		9,329
営 業 利 益		7,989
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
有 価 証 券 利 息	3	
受 取 配 当 金	2,714	
そ の 他	46	2,770
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3	
自 己 株 式 取 得 費 用	11	
支 払 保 証 料	4	
そ の 他	3	35
経 常 利 益		10,725
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,049	2,049
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	6	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	94	103
税 引 前 当 期 純 利 益		12,671
法人税、住民税及び事業税	3,676	
法 人 税 等 調 整 額	△560	3,116
当 期 純 利 益		9,555

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀保彦
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野博嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀保彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野博嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

新日本空調株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 森 本 利 彦
監 査 等 委 員 水 野 靖 史
監 査 等 委 員 梅 原 由 美 子
監 査 等 委 員 成 相 明 子

(注) 監査等委員水野靖史、梅原由美子および成相明子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本橋プラザビル 3階展示場
東京都中央区日本橋2丁目3番4号



最寄駅のご案内

JR 東京駅 … 八重洲北口から徒歩約5分

地下鉄………… 東京メトロ ● 銀座線、● 東西線、都営地下鉄 ● 浅草線
「日本橋」駅 B3出口から徒歩約2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。